

平成 29 年度 香川労働局雇用環境・均等室での法施行状況

～男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する
相談、是正指導、紛争解決の援助の状況の取りまとめ～

1 雇用環境・均等室で取扱った相談、是正指導等の状況・総数

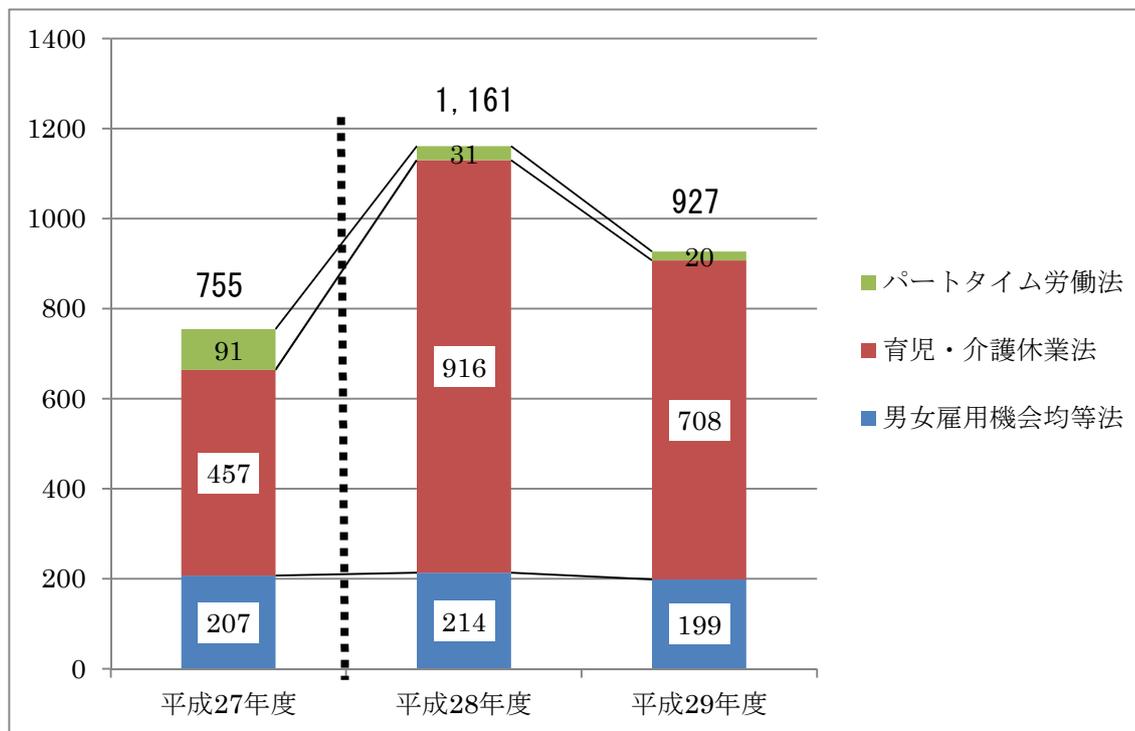
※相談件数について、平成 27 年度以前と平成 28 年度以降で算定方法が異なるため、単純比較できない。
※男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法に規定された妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント防止措置は、平成 29 年 1 月から施行された。

(1) 雇用環境・均等室への相談

● 平成 29 年度に雇用環境・均等室に寄せられた男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する相談は 927 件。

○平成 29 年度に、労働者や事業主から雇用環境・均等室に寄せられた相談のうち、男女雇用機会均等法に関する相談は、199 件、育児・介護休業法に関する相談は 708 件、パートタイム労働法に関する相談は 20 件であった。

図 1 - 1 相談件数の推移

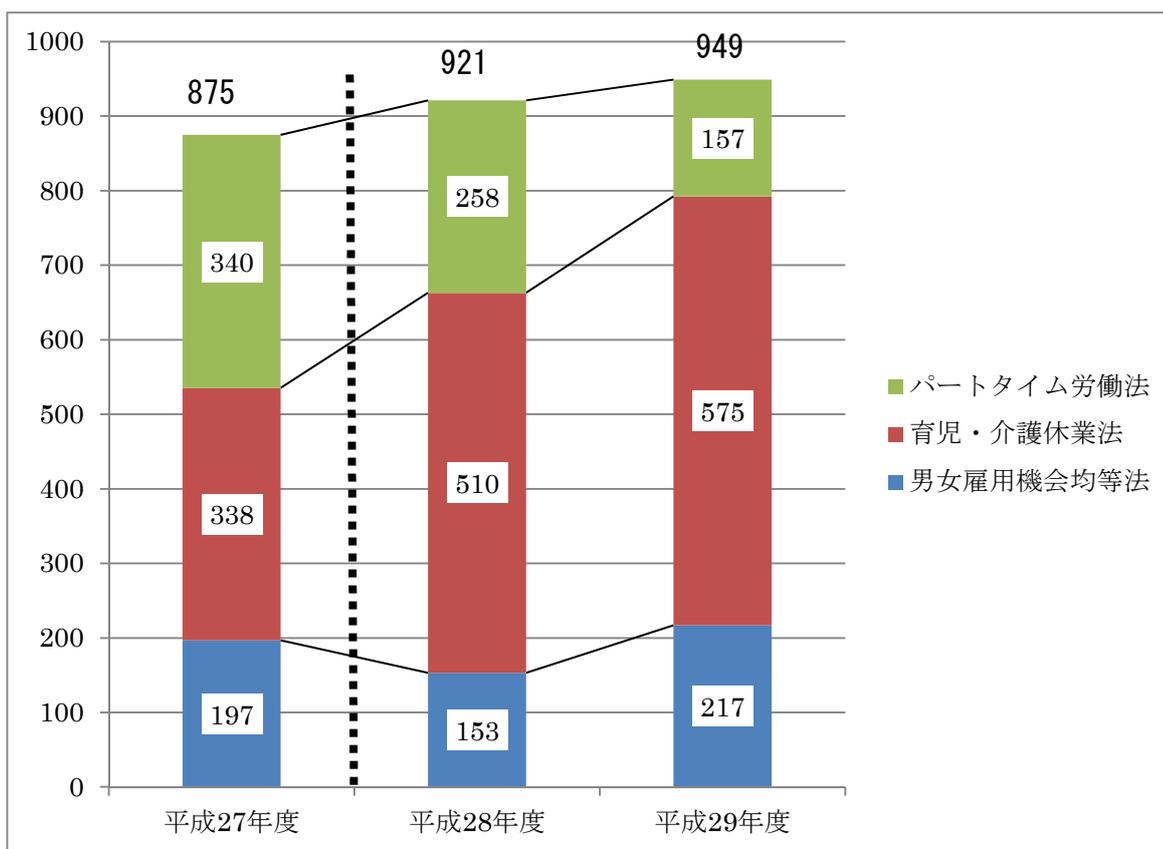


(2) 雇用環境・均等室が行った是正指導

平成 29 年度に雇用環境・均等室が行った男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する是正指導は 949 件。

○平成 29 年度に、雇用環境・均等室が行った是正指導の内訳は、男女雇用機会均等法関係が 217 件、育児・介護休業法関係が 575 件、パートタイム労働法関係が 157 件であった。

図 1 - 2 是正指導件数の推移



※男女雇用機会均等法の第 11 条関係（セクシュアルハラスメント）について、平成 27 年度以前と平成 28 年度で算定方法が異なるため、単純比較できない。

(3) 紛争解決の援助

① 労働局長による紛争解決の援助

- 香川労働局長による紛争解決の援助申立て受理件数は7件。
- 男女雇用機会均等法に基づくもの6件、育児・介護休業法に基づくもの1件。
- 申立ての内容では、妊娠・出産等不利益取扱い4件、セクシュアルハラスメントに関する事案2件、育児休業等不利益取扱い1件となっている。
- 7件のうち5件（約7割）が合意解決、2件が打ち切りとなっている。

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
男女雇用機会均等法	1	25.0%	1	100.0%	6	85.7%
育児・介護休業法	3	75.0%	0	0.0%	1	14.3%
パートタイム労働法	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	4	100.0%	1	100.0%	7	100.0%

② 調停会議による調停

調停会議の申請なし。

2 男女雇用機会均等法の施行状況

(1) 雇用環境・均等室への相談

- 相談件数は199件。
- セクシュアルハラスメントに関する相談が最も多く81件、次いで妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いが61件、妊娠・出産等ハラスメントに関するものが23件となっている。
- セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い、妊娠・出産等ハラスメントを合わせると、ハラスメント等に関する相談が全体の83.0%を占める。

図2-1 相談件数

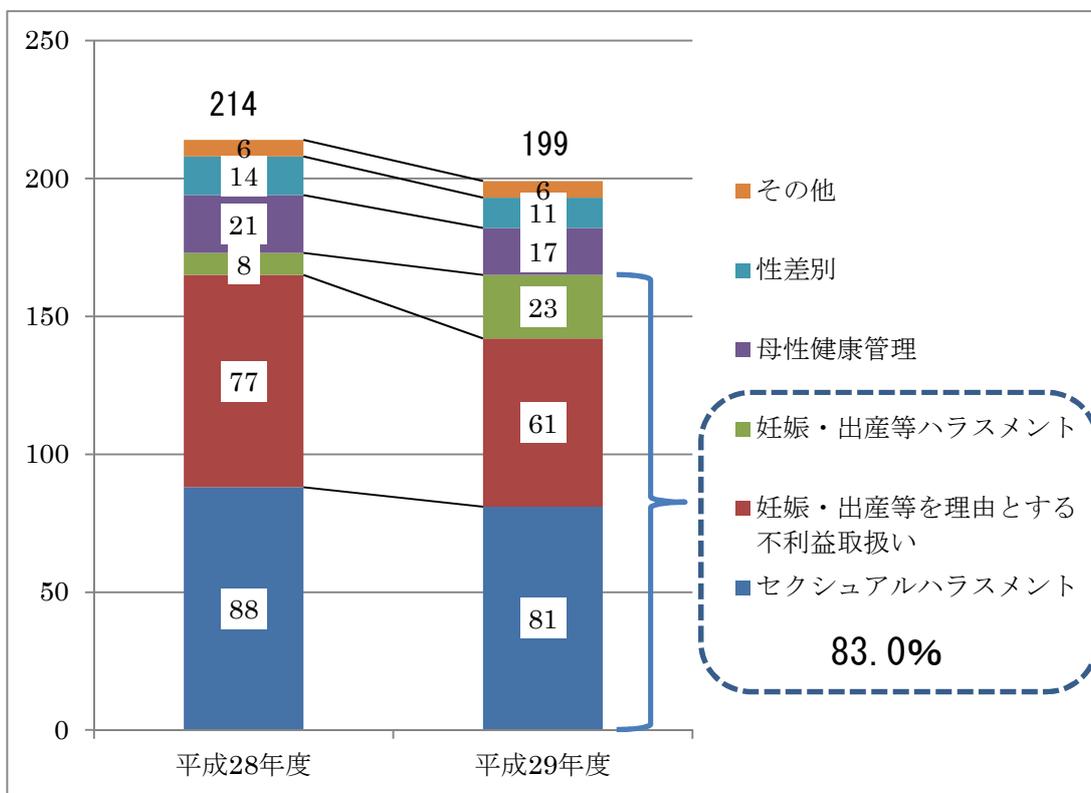


表2-1 相談件数の内訳(男女雇用機会均等法) (件)

	平成28年度		平成29年度	
セクシュアルハラスメント	88	41.1%	81	40.7%
妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い	77	36.0%	61	30.7%
妊娠・出産等ハラスメント	8	3.7%	23	11.6%
母性健康管理	21	9.8%	17	8.5%
性差別	14	6.5%	11	5.5%
その他	6	2.8%	6	3.0%
合計	214	100.0%	199	100.0%

※男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法に規定された妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント防止措置は、平成29年1月から施行された。

(2) 雇用環境・均等室が行った是正指導（男女雇用機会均等法）

- 雇用管理の実態把握を行った120事業場のうち、何らかの男女雇用機会均等法違反が確認された111事業場に対し、217件の是正指導を実施。
- 指導事項は、母性健康管理が88件で最も多く、次いで妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置を求めるものが76件、セクシュアルハラスメント防止措置を求めるものが51件となっている。
- 妊娠・出産等に関するハラスメントとセクシュアルハラスメントに関する指導を合わせると、全体の約6割を占める。

図2-2 是正指導件数の推移

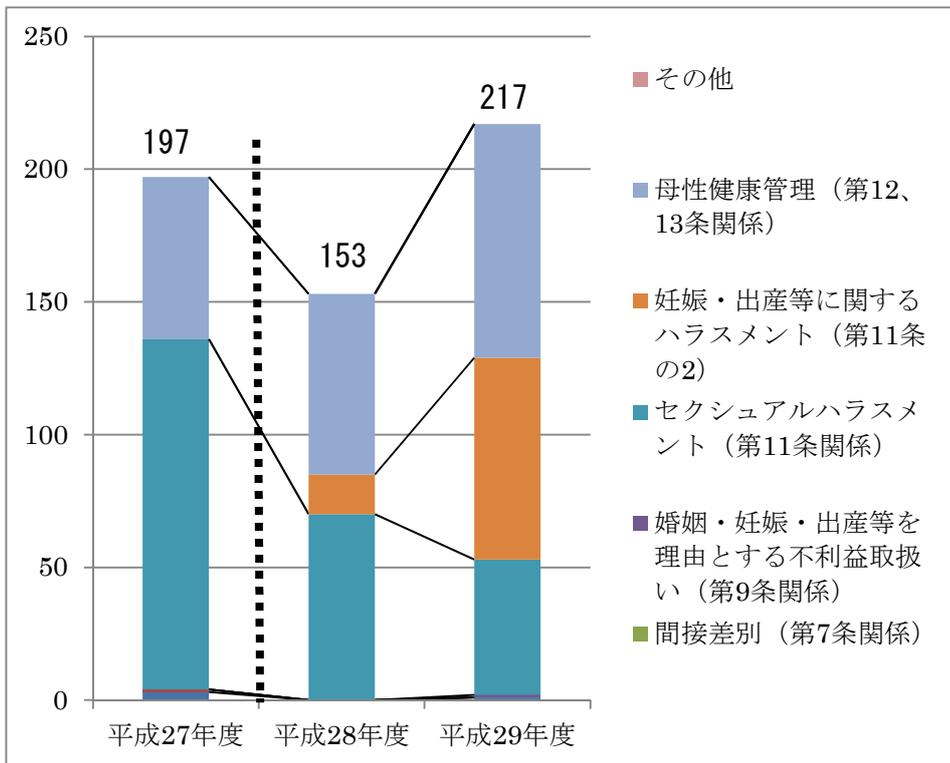


表2-2 是正指導件数の内訳(男女雇用機会均等法)

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
募集・採用(第5条関係)	3	1.5%	0	0.0%	1	0.5%
配置・昇進・昇格・教育訓練等(第6条関係)	1	0.5%	0	0.0%	0	0.0%
間接差別(第7条関係)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い(第9条関係)	0	0.0%	0	0.0%	1	0.5%
セクシュアルハラスメント(第11条関係)	132	67.0%	70	45.8%	51	23.5%
妊娠・出産等に関するハラスメント(第11条の2)			15	9.8%	76	35.0%
母性健康管理(第12、13条関係)	61	31.0%	68	44.4%	88	40.6%
その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	197	100.0%	153	100.0%	217	100.0%

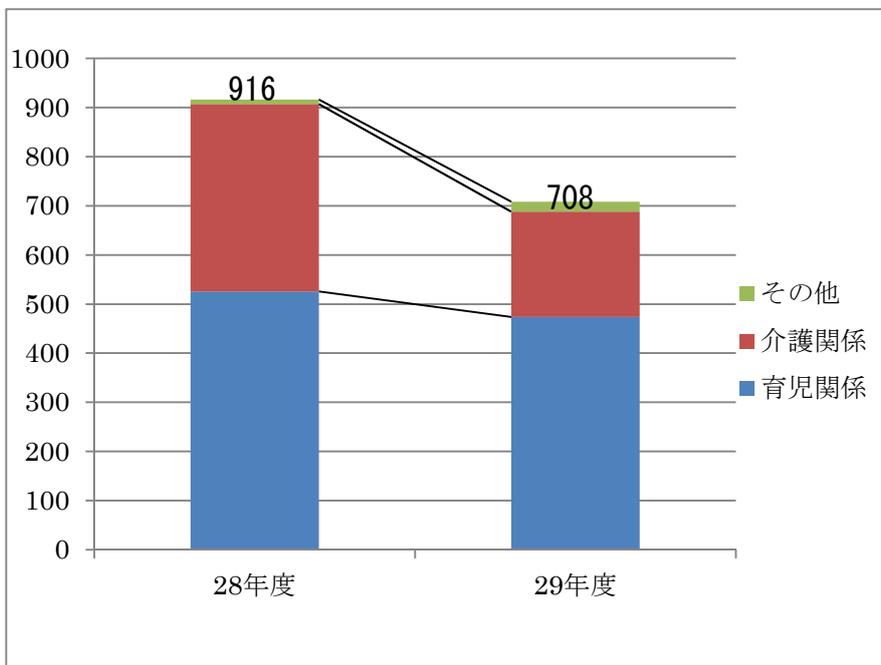
※セクシュアルハラスメントについて、平成27年度以前と平成28年度で算定方法が異なるため、単純比較できない。

3 育児・介護休業法の施行状況

(1) 雇用環境・均等室への相談

- 相談件数は 708 件。
 - 育児関係の相談が 474 件 (66.9%)、介護関係の相談が 214 件 (30.2%)。
- 相談内容別にみると、育児関係では育児休業が 213 件 (30.1%)、その他の育児関係制度が 153 件 (21.6%)、育児休業等ハラスメントが 52 件 (7.3%) の順になっている。
- 介護関係では、介護休業が 88 件 (12.4%)、その他の介護関係制度が 71 件 (10.0%)、介護休業等ハラスメントが 33 件 (4.7%) の順となっている。

図 3-1 相談内訳



		28年度		29年度	
育児関係	育児休業	196	21.4%	213	30.1%
	その他の育児関係制度	229	25.0%	153	21.6%
	育休不利益	53	5.8%	38	5.4%
	その他の育児関係不利益	10	1.1%	18	2.5%
	育児ハラスメント	38	4.1%	52	7.3%
介護関係	介護休業	136	14.8%	88	12.4%
	その他の介護関係制度	216	23.6%	71	10.0%
	介護不利益取扱い	5	0.5%	22	3.1%
	介護ハラスメント	24	2.6%	33	4.7%
その他	その他	9	1.0%	20	2.8%
	計	916	100.0%	708	100.0%

(2) 雇用環境・均等室が行った是正指導（育児・介護休業法第56条）

- 122 事業場を対象に雇用管理の実態把握を行い、このうち、何らかの育児・介護休業法違反が確認された 121 事業場に対し、575 件の是正指導を実施。
- 指導内容としては、育児関係では、所定労働時間の短縮措置等（第24条）が 95 件（32.6%）。育児休業等に関するハラスメント防止措置が 75 件（25.8%）、育児休業 54 件（18.6%）の順となっている。介護関係では、介護休業等に関するハラスメント防止措置が 75 件（29.2%）、介護休業 62 件（24.1%）、所定労働時間の短縮措置等（第23条）が 60 件（23.3%）の順になっている。

図3-2 育児・介護休業法に基づく指導件数の推移

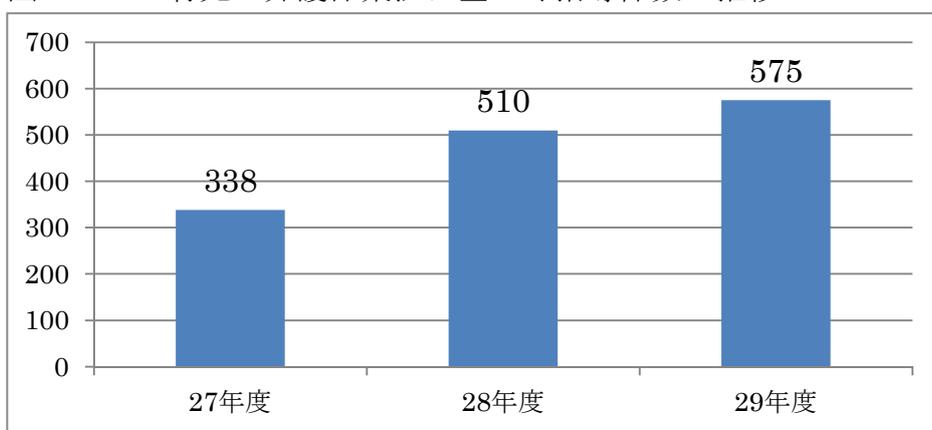


表3-2 是正指導件数の内訳（育児・介護休業法）

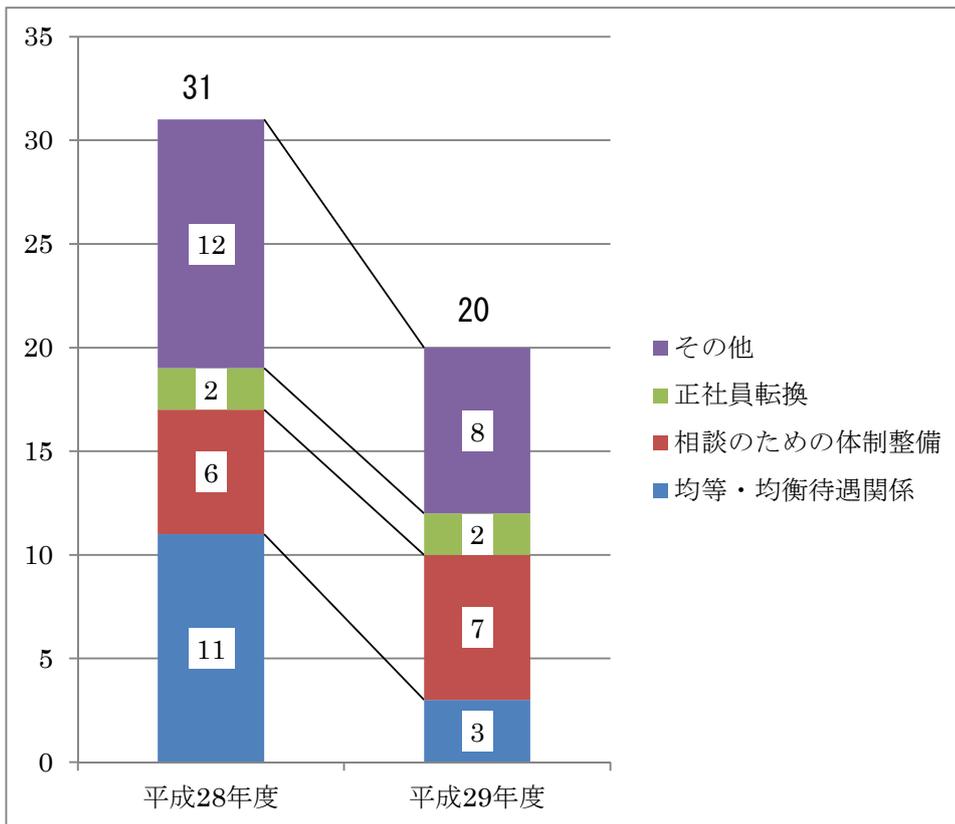
事項		27年度		28年度		29年度	
育児関係	育児休業	37	16.7%	47	17.2%	54	18.6%
	子の看護休暇制度	31	14.0%	21	7.7%	20	6.9%
	所定外労働の制限	23	10.4%	20	7.3%	15	5.2%
	時間外労働の制限	33	14.9%	23	8.4%	15	5.2%
	深夜業の制限	4	1.8%	6	2.2%	2	0.7%
	所定労働時間の短縮措置等(第23条)	36	16.2%	24	8.8%	15	5.2%
	所定労働時間の短縮措置等(第24条)	58	26.1%	89	32.5%	95	32.6%
	育児休業等に関するハラスメン防止措置	0	0.0%	44	16.1%	75	25.8%
	小計	222	100.0%	274	100.0%	291	100.0%
介護関係	介護休業	14	18.2%	45	23.6%	62	24.1%
	介護休暇制度	24	31.2%	25	13.1%	18	7.0%
	所定外労働の制限	0	0.0%	17	8.9%	31	12.1%
	時間外労働の制限	3	3.9%	10	5.2%	8	3.1%
	深夜業の制限	3	3.9%	6	3.1%	3	1.2%
	所定労働時間の短縮措置等(第23条)	33	42.9%	44	23.0%	60	23.3%
	所定労働時間の短縮措置等(第24条)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	介護休業等に関するハラスメン防止措置	0	0.0%	44	23.0%	75	29.2%
	小計	77	100.0%	191	100.0%	257	100.0%
職業家庭両立推進者		39		45		27	
合計		338		510		575	

4 パートタイム労働法の施行状況

(1) 雇用環境・均等室への相談

- 相談件数は 20 件。
- 相談のための体制整備に関する相談が 7 件、均等・均衡待遇の相談が 3 件となっている。

図 4-1 相談件数の推移

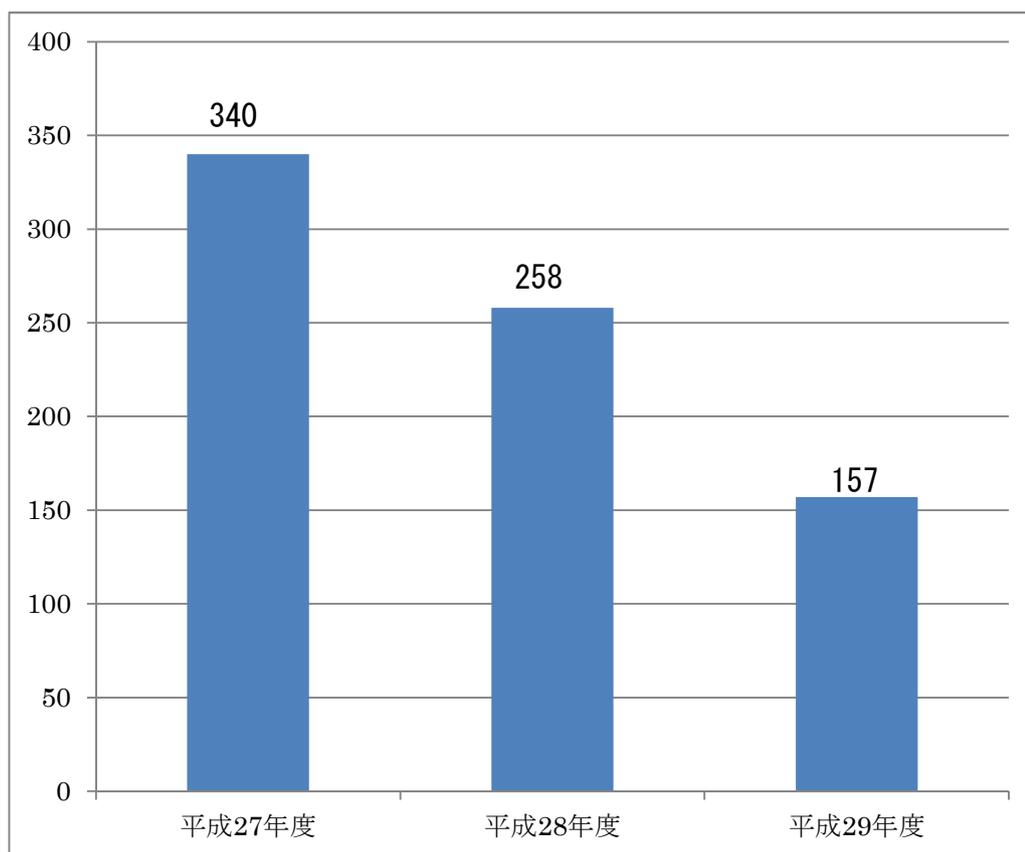


	平成28年度		平成29年度	
	件数	割合	件数	割合
均等・均衡待遇関係	11	35.5%	3	15.0%
相談のための体制整備	6	19.4%	7	35.0%
正社員転換	2	6.5%	2	10.0%
その他	12	38.7%	8	40.0%
合計	31	100.0%	20	100.0%

(2) 雇用環境・均等室が行った是正指導（パートタイム労働法）

- 114 事業場を対象に雇用管理の実態調査を行い、このうち、何らかのパートタイム労働法違反が確認された 68 事業場に対し、157 件の是正指導を実施。
- 指導事項は、通常の労働者への転換及び措置の内容の説明がそれぞれ 54 件（34%）、労働条件の文書交付等が 19 件（12%）、相談のための体制整備が 12 件（8%）。

図 4-2 パートタイム労働法に基づく指導件数の推移



	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
労働条件の文書交付等(第6条関係)	81	23.8%	88	34.1%	19	12.1%
就業規則の作成手続(第7条関係)	1	0.3%	0	0.0%	1	0.6%
差別的取扱いの禁止(第9条関係)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
賃金の均等待遇(第10条関係)	18	5.3%	19	7.4%	3	1.9%
教育訓練(第11条関係)	0	0.0%	0	0.0%	1	0.6%
福利厚生施設(第12条関係)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
通常の労働者への転換(第13条関係)	69	20.3%	54	20.9%	54	34.4%
措置の内容の説明(第14条第1項関係)	64	18.8%	2	0.8%	54	34.4%
待遇に関する説明(第14条第2項関係)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
相談のための体制整備(第16条関係)	77	22.6%	76	29.5%	12	7.6%
短時間雇用管理者の選任(第17条関係)	25	7.4%	18	7.0%	6	3.8%
その他(指針等)	5	1.5%	1	0.4%	7	4.5%
合計	340	100.0%	258	100.0%	157	100.0%